

昭和二十六年運輸省令第七十二号

優良自動車整備事業者認定規則

道路運送車両法及び道路運送車両法施行法に基き、優良自動車整備事業者認定規則を次のように定める。

(この省令の適用)

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十四条第一項の優良自動車整備事業者の認定（以下「認定」という。）の種類、認定の基準その他認定の実施細目並びに同条第二項の様式については、この省令の定めるところによる。

(認定の種類)

第二条 認定の種類は、次のとおりとする。

- 一 一種整備工場の認定
- 二 二種整備工場の認定
- 三 特殊整備工場の認定

(認定の申請)

第三条 認定を申請する者は、別表に定める作業区分ごとに行う。

(提出しなければならない)

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 受けようとする認定の種類
- 四 実施している整備作業の範囲
- 五 事業場管理責任者の氏名及び略歴
- 六 主任技術者の氏名及び略歴
- 七 工員の構成及びその技能程度
- 八 申請者の略歴を記載した書面
- 九 特殊整備工場の認定を申請する者にあつては、前項の申請書に、同項に掲げる事項のほか、認定を受けようとする別表に定める作業区分をあわせて記載しなければならない。
- 十 第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(一) 申請用紙及び機器を記載した書面

(二) 整備用及び検査用の主要な設備及び機器を記載した書面

(三) 事業場の設備を記載した平面図

(四) 最近一箇月平均の車種別整備実績を記載した書面

(五) 貸借対照表及び損益計算書

六 自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている場合にあつてはその内容を記載した書面

(認定の審査)
(一種整備工場に係る基準)

第五条 一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 法第四十八条第一項の点検に附隨して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。（ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。）

二 第五条第二号から第九号までに掲げる基準に適合していること。
(標識)
(変更届)
法第九十四条第二項の様式は、第二号様式による。

第六条 二種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十八条第一項の点検に附隨して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。（ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。）

二 第五条第二号から第九号までに掲げる基準に適合していること。
(標識)
(変更届)
法第九十四条第二項の様式は、第二号様式による。

第七条 特殊整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表に定める作業区分に従い、当該作業区分に係る同表作業内容の欄に定める作業の全てが実施できること。
二 第五条第二号から第九号までに掲げる基準に適合していること。
(標識)
(変更届)
法第九十四条第二項の様式は、第二号様式による。

第八条 認定を受けた者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その日から三十日以内に、変更事項及びその事由を記載した届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

(認定の失効)

認定は、次の各号の場合に、その効力を失う。

イ 特殊な機械加工
ロ 鋼冶
ハ メツキ
ニ 特殊な溶接

ホ タイヤの修理
ヘ 車体の修理
ト 電気装置の修理
チ 計器の修理

リ 自動変速装置その他特殊な部品の修理

二 檢査作業と整備作業とが分業化されていること。

三 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。

四 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。

五 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。

六 工員の組織及び配置が合理的であること。

七 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）による自動車整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていること。

八 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行つていていること。

九 法又はこの省令の規定を遵守することができる体制を有すること。

(二種整備工場に係る基準)

二種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十八条第一項の点検に附隨して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。（ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。）

イ 機械加工

ロ 鋼治

ハ メツキ

二 溶接

リ タイヤの修理

ヘ 車体の修理

ト 電気装置の修理

チ 計器の修理

リ 自動変速装置その他特殊な部品の修理

一 前条第二号から第九号までに掲げる基準に適合していること。
(特殊整備工場に係る基準)

一 別表に定める作業区分に従い、当該作業区分に係る同表作業内容の欄に定める作業の全てが実施できること。

二 第五条第二号から第九号までに掲げる基準に適合していること。
(標識)
(変更届)
法第九十四条第二項の様式は、第二号様式による。

一 認定を受けた者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その日から三十日以内に、変更事項及びその事由を記載した届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

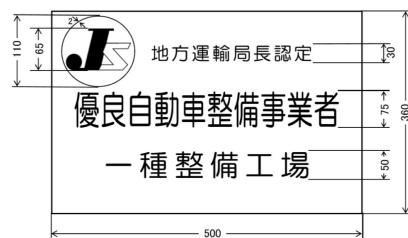
一 認定を受けた者の氏名又は名称

二 事業場の名称又は所在地

三 整備用又は検査用の主要な設備又は機器

四 事業場の建家又は敷地

第二号様式（第八条関係）



- 備考 1 優良自動車整備事業者の標識は、図示の例により、上段に標章及び「地方運輸局長認定」の文字を、中段に「優良自動車整備事業者」の文字を、下段に認定を受けた認定の種類をそれぞれ表示すること。
 2 認定の種類が特殊整備工場の認定である場合にあつては、「特殊整備工場」の文字の下に認定を受けた作業区分を表示すること。
 3 寸法の単位は、ミリメートルとする。
 4 標識の塗色は、地色を黒色とし、文字及び標章を白色とすること（一種整備工場及び二種整備工場に限る。）。